

# 教職員・生徒間におけるSNS等の使用に関する校内ルール

新潟県立国際情報高等学校

本校では、教職員・生徒間におけるソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）の使用に関するルールを、以下のように定めることとします。

- 1 教職員・生徒間においてSNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・学校行事等）における指導等で、関係する生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わないこととする。
- 2 教育活動（部活動・学校行事等）における指導等で、関係する生徒全員に関わる場合であっても、SNS等を使用する趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努めることとする。
- 3 2について、やむを得ずSNS等を使用する場合は、メールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用する目的等を、別紙「届け」に必要事項を記載し、事前に管理職に届け出ることとする。
- 4 教職員は、生徒からSNS等で相談等があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応することとする。
- 5 緊急の連絡を必要とする場合や生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

（附則）本ルールは、令和3年12月1日より運用する。